

会 見 年 月 日	令和3年9月24日（金）
担 当 課	市長公室企画政策課
問い合わせ先	電話：0791-43-6867 （内線：2458、2453） FAX：0791-43-6822 （担当者名：玉木、庵原）

タクシー事業者感染防止対策支援について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けているタクシー事業者に対し、感染防止対策に要する経費の支援を行います。

2. 内 容

(1) 補助対象者

次の要件をすべて満たすタクシー事業者とする。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を含む）について、同法第4条の規定による許可を受け、市内に本社若しくは営業所を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者

イ 今後も事業を継続する意思がある法人又は個人事業者

(2) 補助対象経費

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために必要と認められる物品の購入又は作業に要する経費

(3) 補助金額

補助対象経費の合計額又は申請車両台数に3万円を乗じて得た額のいずれか低い額を補助金として交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる（国、県による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、その額を除いた額）。

(4) タクシー事業者数等

10事業者（車両台数 44台）

(5) 申請受付開始日

令和3年10月8日（金）

(6) 事業費

1,330千円